

令和2年6月29日

障害児通所支援事業所 管理者様

横須賀市福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス対策事業に伴う請求事務の対応について（その6）

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和2年5月28日厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」において示されている内容を踏まえ、本市における7月中の取扱いについてお知らせいたしますので、ご確認ください。

1. 代替サービスの実施について

居宅への訪問や電話等で児童の健康相談や相談支援等の可能な範囲での支援の提供を行った場合について、通常提供しているサービスを提供しているものとして報酬算定することが認められていますが、7月中もこの取扱いを継続します。

2. 7月請求の取扱いについて

※下記取扱いは、放課後等デイサービス事業所のみが対象です。

本市の小学校、中学校、特別支援学校、高等学校では、7月より通常授業に戻ることでありますが、県立の特別支援学校等の運営状況を考慮し、7月中もこれまでの取扱いを継続します。

横須賀市で支給決定している児童全員について、全日休業日単価として請求してください。

8月以降の取扱いについては、コロナウイルス感染症の状況に応じて別途お知らせします。

3. 利用者負担軽減について

7月提供分の利用者負担に係る補助は、コロナ感染症対策に伴う学校の臨時的措置がとられていることを鑑み、6月までと同様の内容で実施します。切り分けについては別途お知らせいたします。

【参考】

○厚生労働省 新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係る Q&A について（その1）（6月19日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000641911.pdf>

問合わせ先

横須賀市役所障害福祉課給付係

電話 046-822-9488

FAX 046-825-6040